

狂犬病予防注射のお知らせ

☎ 駅南庁舎生活安全課 ☎ 0857-30-8551 ☎ 0857-20-3962
 ☎ 各総合支所市民福祉課 ☎ 10分

狂犬病予防法により、生後 91 日を経過した犬の所有者は、市区町村への登録（鑑札の装着）と 4 月から 6 月にかけて毎年 1 回の狂犬病予防注射（狂犬病予防注射済票の装着）が義務付けられています。**狂犬病予防注射は、動物病院または狂犬病予防集合注射で接種することができます。**

令和 6 年度は昨年度と同様、**近くに動物病院のない下記の地域で狂犬病予防集合注射を実施します。**集合注射該当地域にお住まいの方は、3 月下旬にお送りした案内通知と手数料をご持参のうえ、各会場で接種をしてください。

狂犬病予防集合注射を接種される場合は、あらかじめ狂犬病予防注射案内通知の裏面にある「問診票」に記入をお願いします。

※問診票の「元気・食欲」を除く項目に該当がある場合、狂犬病予防注射の接種はできません。


【料 金】

▶新規：6300 円

登録料（3000 円）+ 予防注射料（2750 円）+ 注射済票交付料（550 円）

▶継続：3300 円

予防注射料（2750 円）+ 注射済票交付料（550 円）

※の飼い犬表示シールは、別途 80 円が必要

犬の登録、変更の届け出、 狂犬病予防注射済票の交付窓口

☎ 駅南庁舎生活安全課 ☎ 上記
 ☎ 各総合支所市民福祉課 ☎ 10分

※軽微な変更手続き（市内での転居や譲渡に伴う変更など）は、電子申請サービス（本市公式ウェブサイト）もご利用ください。

注射会場内での注意事項

- 注射のとき犬が暴れる場合があります。必ず、制御できる飼い主が連れてきてください。
- 犬同士がケンカをしないよう、十分注意してください。
- フンの始末は、飼い主が責任を持って行ってください（「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」でフンの放置は禁止されています）。
- 体調の悪い犬、病気治療中の犬は、かかりつけ医などと相談のうえ、後日注射を受けさせてください。

動物病院での狂犬病予防注射について

市内の動物病院でも狂犬病予防注射、注射済票の交付、犬の登録ができます。

【案内通知がある場合】

3 月下旬に市から届いた案内通知を必ず動物病院にお持ちください。狂犬病予防注射済票の交付に必要です。

【案内通知がない場合】

動物病院での狂犬病予防注射を受けた後、注射済証を持参のうえ、保健所生活安全課、または各総合支所市民福祉課で注射済票交付の手続きを行ってください。転居などのため、案内通知が届いていない人は、通知を再発行しますので、接種予定日までに保健所生活安全課へご連絡ください。



【4月集合注射鳥取地域日程】

日にち	と き	会 場
8 日（月）	9:10 ~ 9:30	福部町総合支所
	10:20 ~ 10:50	（谷・成器・大茅地区） 国府町谷地区公民館
10 日（水）	9:10 ~ 9:20	（岩坪・神戸地区） 神戸地区公民館
	10:15 ~ 10:30	（明治・豊美地区） 明治地区公民館
	11:00 ~ 11:20	湖南地区公民館

日にち	と き	会 場
11 日（木）	9:10 ~ 10:00	河原町総合支所
16 日（火）	9:30 ~ 10:00	佐治町コミュニティセンター
	10:40 ~ 11:10	用瀬町総合支所
17 日（水）	9:30 ~ 10:30	青谷町総合支所
	11:00 ~ 12:00	鹿野町総合支所
19 日（金）	9:30 ~ 10:30	気高町総合支所

生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課（25 番窓口） ☎ 0857-30-8084 ☎ 0857-20-3918

地域別ごみカレンダーをご活用ください

地域別の「ごみカレンダー」を、本市公式ウェブサイトとデータ放送（ぴよんぴよんチャンネル）に掲載していますのでご活用ください。



収集曜日一覧

■本市公式ウェブサイト

- トップページ →
- くらしの情報 →
- くらし・環境 →
- ごみ・リサイクル →
- 家庭ごみ →
- 収集曜日一覧

※ 4 月～令和 7 年 3 月分

■データ放送「ぴよんぴよんチャンネル」(12CH)

「ごみカレンダー」で地区を選択すると、当日から 4 週間分の収集が表示されます。地区を「お気に入り登録」しておくことで、トップ画面に今日の収集が表示されたり、リモコンの青ボタンでごみカレンダーをダイレクトに表示できます。

※ケーブルテレビへの加入が必要

鳥取市公式 LINE でごみの日配信



- 鳥取市公式 LINE に友達登録をし、「ごみの日配信登録」をすると、ごみ収集日の朝 6 時前後に通知が届きます。
- ごみの出し方をメッセージで検索できます。

！有機 EL テレビの廃棄方法が変わります

家電リサイクル法により、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式のテレビは、家電小売り店や指定引取場所で引き取り、メーカーがリサイクルをすることとなっています。

4 月 1 日から有機 EL テレビが家電リサイクル法の対象品目（特定家庭用機器）に追加され、他のテレビと同様の廃棄方法となります。

【方法】

- ① 購入した販売店または買い替えをする販売店に引き取りを依頼
- ② ①で処理ができない場合は、郵便局で家電リサイクル券に必要な事項を記入し、リサイクル料金を振り込み（振込手数料が必要）、指定引取場所に持ち込み

■指定引取場所 ・日ノ丸西濃運輸（株）鳥取支店
 ・岡山県貨物運送（株）鳥取支店

※ 4 月 1 日以降、有機 EL テレビは鳥取県東部環境クリーンセンター（不燃物処理施設）に持ち込みできませんのでご注意ください。

ごみステーションはルールを守って利用しましょう

他の地域からの転入などで、本市のごみ出しに不慣れな人が誤った方法でごみを出される場合があります。地域で協力し、ごみステーションを清潔に管理・利用するようお願いします。

鳥取地域の祝日のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	プラスチックごみ	ペットボトル	資源ごみ 小型破碎ごみ	有害ごみ 乾電池等
4月29日（月） （昭和の日）	収集します	該当地区はありません	祝日ですが通常どおり収集します			該当地区はありません
5月3日（金） （憲法記念日）	収集します		お休みします			お休みします ※1日（水）に振替
5月6日（月） （こどもの日振替）	収集します		お休みします			お休みします ※8日（水）に振替

【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前 8 時までに出してください。ただし、自然災害などでごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しが困難と思われる場合は、次回の収集日（安全な日）に出すようにしてください。

4 月から「有害ごみ」と「乾電池等」の収集は毎月 1 回、地域ごとに収集曜日が設けられています。出し方・収集曜日については、市報 3 月号付録「令和 6 年度ごみの収集計画表」をご確認ください。